

参加企業に関する要件および選定方針

参加企業の主な要件

- ① スタートアップとの協業を本格的に開始する意欲があり、本プログラムの支援を必要としていると認められること。
- ② 都が開催するオープンイノベーションに関連するイベントや、成果発表の場等に積極的に参加する意思があると認められること。

参加企業の要件

以下の要件を備えたものとする。

- ① 東京都内において事業展開を行っていること、又は行おうとしていること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ウ) 民法第 90 条に定める公序良俗に反しない事業及び企業体であること。
- ③ 本プログラムの支援を必要としており、本プログラムの目的達成のために適当な事業者であること。
- ④ 本プログラム参加のための十分な体制を確保すること。また、本プログラム実施事業者との密な連携体制を確保すること。
- ⑤ 本プログラムの趣旨を理解し、実施期間中、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示すこと。
- ⑥ 実施事業者で設定する参加料を収納できる企業であること。
- ⑦ 令和 8 年 4 月 27 日から 29 日に東京ビッグサイトにて実施される SusHi Tech Tokyo 2026 において、都は本プログラムの成果発表を行い、スタートアップとのマッチングを促進するブースを設置する予定である。このブースの設置に協力し、当日現地に参加できる企業であること。なお、出展費用（出展費、ブース設営費、パネル代）は、東京都が負担するが、交通費や人件費などは企業の負担となる。

【留意事項】

本プログラム実施事業者と以下①から④に該当する関係にある会社等は、原則として、対象企業に選定しない。

- ① 次のいずれかに該当する資本関係にある。
 - ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等）の関係にある場合

- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 次のいずれかに該当する人的関係にある。
 - ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
 - ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 出資比率が 50%を超えている。支配従属関係にある。

採択にあたり考慮する事項

以下に許諾頂ける大手企業等を優先して採択する方針です

- ① 本プログラム参加者として、東京都 HP 等への社名掲載を許諾した企業
- ② 令和 8 年 11 月 28 日（金）に Tokyo Innovation Base で開催する Open innovation Day での、本プログラムのキックオフイベントに参加することを許諾した企業
 - ※ Open innovation Day について：<https://tibopeninnovationday2025.peatix.com>
- ③ 令和 8 年 4 月 27 日から 29 日に東京ビッグサイトにて実施される SusHi Tech Tokyo 2026 において、都は本プログラムの成果発表を行い、スタートアップとのマッチングを促進するブースを設置する予定である。このブースの設置に協力し、当日現地に参加することを許諾した企業
 - ※ SusHi Tech Tokyo 2026 について：<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/>

以上